

日本環境教育学会のご案内

入 会 案 内
規 約
入会申込書

2010年10月

日本環境教育学会
<http://wwwsoc.nii.ac.jp/jsoee/>

入会のお誘い

日本環境教育学会

■21世紀の環境教育■

環境教育の重要性がストックホルムで開催された人間環境会議(1972年)において世界にアピールされて以来、UNESCOとUNEPを中心として環境教育に関する国際的な会議や活動が活発になりました。リオデジャネイロで行われた国連環境会議(1992年)において、各国政府の行動計画であるアジェンダ21が採択されました。そこでは「持続可能な開発」という言葉が重要な意味を持ち、教育の分野では、環境教育のそれまでの成果を軸に「持続可能な開発のための教育(ESD)」に関する議論が本格化しました。

■環境教育の目標と課題■

環境に関わる知識と技能を修得し、また環境を持続可能なものにするための活動に参加し、さらに個人が価値観を確かなものにし、新しいライフスタイルを創造することが環境教育の目標です。社会的には固有の文化を尊重しつつ、今日の文明のあり方を見直し次の文明へと転換していく試みの一つでもあります。

環境教育は環境を総合的にとらえ、体験的に学習することを特色としています。環境教育の領域内容は自然科学のみならず、人文科学や社会科学の諸分野、つまり学際領域におよびます。地球温暖化、有害物質の拡散と蓄積、酸性雨、遺伝子組換え食物、生物多様性の危機などの環境問題、人口問題や食糧問題はもとより、歴史的環境、地域の社会環境、固有な文化環境、衣食住に関わる生活環境なども、環境教育の研究・実践対象となります。また、人間の成長・発達過程において、心の環境も重要な対象となります。教育学・心理学・医学・人類学・社会学から野外学習にいたるまで多様な研究・教育実践が必要です。

環境教育は新しい総合的な教育、科学と技術、文化と文明のあり方を探求するという、実に大きな課題をもっているのです。

■日本の環境教育の現状■

日本の環境教育は、環境教育の必要性を提唱した第1段階から、環境教育の実践活動の展開を行っている第2段階へと歴史・歳月を経てきました。この間には、多くの方々や団体が環境教育を主要な活動課題として取り組んできました。そのような中、本学会は1990

年5月に設立されました。各地で環境教育セミナー・シンポジウム・ワークショップ・ワークキャンプ・フィールド活動などを多彩に展開してきました。

環境基本法や環境保全活動・環境教育推進法も施行され、環境教育の振興が条文化され、日本の各大学では環境教育実践施設やセンターなどの開設を進めています。大学公開講座として環境教育指導者を養成している大学も少なくありません。文部科学省でも環境教育指導資料の作成に続き、環境教育担当教員講習会や環境教育フェアを開催しています。そして、改正教育基本法において第2条「教育の目的」の一項として「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと」が明記され、学校教育や社会教育においても制度化されつつあります。また、環境省も環境基本計画を作成し議論の段階を一步進めて、パートナーシップによる持続可能な循環型社会の具体的な実現をめざそうとしています。さらに全国各地の地方自治体では地域アジェンダ21の策定が進んでいます。こうして環境教育に関わる国際的な連携も広範囲にわたり、インターネットによる環境教育の情報交流がさかんになっています。

■日本環境教育学会の目指すこと■

今日、日本の環境教育は第3段階へと進もうとしています。環境教育についてこれまでに行われてきた研究・教育実践をふまえて、環境教育を理論的に体系づけることを目標としています。さらにその目標の実現に向けて目指すべきテーマ・教材を明らかにします。多くの人々の参加を得て、様々な形で日常のこととして具体的な成果が見える実践活動を推進します。日本環境教育学会は、国際的な連携により共同研究・教育実践・情報交流を活発にします。

【主な研究活動・普及活動】

- 年次研究大会の開催
- 学会誌『環境教育』および「環境教育ニュースレター」などの発行
- 公開シンポジウム・講習会・公開セミナー・ワークショップなどの開催
- 国内外の環境教育関連団体との情報交換および研究交流
- その他環境教育の実践研究を推進する事業

日本環境教育学会規約

1990年5月20日制定
1994年6月14日一部改正
1995年5月13日一部改正
1996年5月11日一部改正
1999年5月22日一部改正
2010年4月1日一部改正

第1章 名称

第1条 本会は日本環境教育学会 (The Japanese Society of Environmental Education) と称する。

第2章 目的および事業

第2条 本会は環境教育の推進を目的とする。

第3条 本会はその目的を達成するため、次の事業を行う。

- ・年次大会の開催
- ・学会誌およびニュースレターの発行
- ・シンポジウム・セミナー・講習会などの開催
- ・環境教育に関係する諸団体との交流
- ・その他、目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

第4条 本会の会員は、次の4種とする。

- ・正会員 本会の趣旨に賛同し、所定の手続きを経て入会した個人
- ・団体会員 環境教育を行っている団体（図書館・博物館・官庁などを含む。）
- ・賛助会員 本会の事業を賛助する個人および団体
- ・名誉会員 環境教育に関し特に功績があると認められ総会において推薦された者

第5条 会員は会費を前納しなければならない。会費の額は、総会において定める。名誉会員は会費を免除される。

第6条 正会員は次の権利を有する。

- ・会誌等の配布を受ける
- ・会誌等への投稿
- ・本会の行う行事への参加
- ・総会における議決権、役員選挙における選挙権ならびに被選挙権

(2) 団体会員は次の権利を有する。

- ・会誌等の配布を受ける
 - ・会誌等への投稿
 - ・本会の行う行事への参加
- (3) 賛助会員は次の権利を有する。

- ・会誌等の配布を受ける
- ・会誌等への投稿
- ・本会の行う行事への参加

(4) 名誉会員が正会員であった場合には正会員と同等の権利を有する。名誉会員が正会員でなかった場合には次の権利を有する。

- ・会誌等の配布を受ける

- ・会誌等への投稿
- ・本会の行う行事への参加

第7条 入会および退会は、次の手続きを必要とする。

(2) 本会への入会は、所定の手続きにより会費をそえて申し込んだ者で理事会の承認を得た者とする。

(3) 会員で退会しようとする者は、その旨を本会に通知し、未納の会費がある場合は、これを完納しなければならない。また、会費を滞納した者（2年以上）は理事会の議を経て退会させられることがある。

第4章 役員

第8条 本会に次の役員を置く。

- ・会長 1名
- ・副会長 1名
- ・事務局長 1名
- ・常任理事 数名
- ・理事 20名
- ・監事 2名

(2) 役員の内、副会長・事務局長・常任理事は理事が兼務する。

第9条 会長および理事は、正会員の中から選挙によって選出する。選挙方法については別に定める。

(2) 監事は、会長および理事以外の正会員の中から総会により選出する。

(3) 会長および理事の任期は2年とする。ただし、連続3期を限度とし再任を妨げない。

(4) 監事の任期は2年とする。ただし、連続2期を限度として再任を妨げない。

(5) 欠員によって補充された役員の内、前任者の残任期間とする。

第10条 会長は本会を代表し、会務を統括する。会長は理事の1名を副会長に指名する。副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、これを代行する。

(2) 会長は理事の1名を事務局長に指名する。

(3) 理事は会長とともに理事会を構成する。

(4) 監事は、本会の会務全般を監査する。また、監事が求めた場合、会長は理事会を招集しなければならない。

第5章 役員会

第11条 理事会は、会長および理事から構成され、会長が招集し議長を務める。

(2) 理事会は、規約および総会の議決に基づき本会の会務を執行する。

(3) 理事会は、理事総数2分の1以上の出席をもって成立する。

(4) 理事会の議決は、出席者の過半数をもって決する。但し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(5) 理事会には委員会を置き、本会の会務を分担処理する。委員会の代表は常任理事が務める。

(6) 監事は、理事会および常任理事会に出席して意見を述べるができる。

第12条 会長のもとに常任理事会を置く。常任理事会は会長が召集する。運営規則は別に定める。

(2) 常任理事会は、会長・副会長・事務局長および常任理事によって構成される。常任理事は理事の互選により選出される。

(3) 常任理事会は、恒常的な学会運営について審議する。審議結果のうち、重要事項については理事会での承認または追認を求めるものとする。

第6章 委員会

第13条 本会に次の常置委員会を置く。

- ・編集委員会 編集委員会規定に従い、学会誌の編集に関する業務
- ・広報委員会 ニュースレター等の編集、その他広報に関する業務
- ・企画委員会 研究・普及活動等の支援および他団体との連携に関する業務
- ・国際交流委員会 国際的な共同研究などの交流に関する業務

(2) 会長は理事会の承認を得て、必要に応じてその他の委員会を設けることができる。

(3) 委員会の委員は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

第7章 事務局

第14条 本会の庶務を担当するため、事務局を置く。

(2) 事務局長は事務局を統括する。

(3) その他、事務局に必要な事項は、会長がこれを定める。

第8章 総会

第15条 総会は本会の最高議決機関であり毎年1回開催し、会長がこれを招集する。但し、理事会が必要と認めるとき、または正会員の3分の1以上の要求があるとき、会長は臨時総会を開かなければならない。

(2) 総会は予算、事業計画、決算、事業報告、その他本会の運営に関する重要事項について議決する。

(3) 総会は、正会員の10分の1以上の出席を以て成立する。但し、総会の成立にのみ委任状は有効であり、議決にはこれを加えない。委任状の形式は別に定める。

(4) 総会の議決は、出席者の過半数をもって決する。

第9章 会計

第16条 本会の経費は、会費その他の収入をもってあて、その会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第10章 支部

第17条 本会に支部を置くことができる。支部の設置は、理事会の議決を経て、総会の承認を得なければならない。

第11章 規約の変更

第18条 規約の変更は、理事会の議決を経て、総会出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。

付則

第1条 本規約施行後の選挙においては、役員任期満了者について改選し、会長または理事それぞれにおいて連続6年以上を経る者は、会長または理事の被選挙者としなないこととする。

第2条 本規約は2010年4月1日から施行する。

入会申込書

(正会員)

20__年度より日本環境教育学会に入会します。

■会員の種別 (該当に✓)

正会員・一般

正会員・学生

■発行物等の送付先 (該当に✓)

自宅

所属先

申込日 (西暦) 年 月 日

会員名簿の作成のため、名簿への掲載可には○を、掲載不可には×をご記入ください

▼フリガナ	(姓)	(名)	※生年月日 (西暦)	※性別	
氏名			年 月 日生	男 女	
自宅住所	〒 都道府県				
自宅TEL	自宅FAX				
勤務 (在学) 先名					
勤務 (在学) 先所在地	〒 都道府県				
勤務先TEL	勤務先FAX				
e-mail					
関心領域 (10字以内)					
※最終学歴			※職 位		
※所属系 所属系の種類に○印をしてください ※複数回答可 ※ただし最大3領域迄					
●人文系	語学/文学, 言語学, 哲学, 心理学, 社会学, 歴史学, 地域研究, 人文地理学, 文化人類学, その他【 】				
●社会系	法学, 政治学, 経済学, 経営学, その他【 】				
●自然系	数理科学, 物理科学, 化学, 天文学, 科学教育, 工学, 建築学, 生物科学, 農学, 林学, 水産学, 畜産学, 情報学, 医・歯学, 獣医学, 看護学, その他【 】				
●フィールド系	自然保護, スポーツ・野外活動, 健康・保健, 生活科学, その他【 】				
●教育系	教育学, 教育社会学, 教科教育学, 特別支援教育, その他【 】				
●その他	【 】				

入会申込書

(団体会員・賛助会員)

20__年度より日本環境教育学会に入会します。

■会員の種別 (該当に✓)

団体会員

賛助会員

申込日 (西暦) 年 月 日

フリガナ

団体名
所在地 〒 都道 府県
TEL
FAX
e-mail
URL
関心領域 (10字以内)

入会手続きのご案内

入会をご希望の方は、前頁の入会申込書を用いて、以下の要領で学会事務局までお申し込みください。ご希望の会員種別（正会員・団体会員・賛助会員）のフォームにもとづいて、入会申込書をご記入ください。

- ▶ 申込書に必要事項を記入後、事務局まで郵送してください。
- ▶ また、会費を郵便局などから払い込みください。

入会申込書の受取と会費入金の確認により入会申し込みの手続きが完了します。

なお、会員の登録は自動的に継続されますので、退会される場合には必ず事務局へ届け出てください。また、届け出の連絡先等に変更が生じた場合も届け出てください。

【会員の種類と年会費】 ※会計年度は4月1日から翌年の3月31日まで

<input type="checkbox"/> 正会員(個人)	<input checked="" type="radio"/> 一般	5,000円
	<input checked="" type="radio"/> 学生	3,000円
<input type="checkbox"/> 団体会員(図書館・会社・官公庁等)		10,000円
<input type="checkbox"/> 賛助会員(本会の目的に賛同しその事業を援助する団体で 理事会の承認を得たもの)		20,000円

会費振込先

■ゆうちょ銀行・振替口座■

口座番号：00100-1-555399

他金融機関から送金される場合

(金融機関番号；9900 店番；019)

ゆうちょ銀行 〇一九（ゼロイチキュウ）支店

預金種目；当座 口座番号；0555399

日本環境教育学会（ニホンカンキョウキョウイクガッカイ）

（問合せ先・入会申込書送付先）

日本環境教育学会 事務局

〒171-8588 東京都豊島区目白1-5-1 学習院大学 教職課程 諏訪哲郎研究室気付

電話 03-3986-0221(内線6754) ファクス 03-5992-1035

jsee_education@yahoo.co.jp

<http://wwwsoc.nii.ac.jp/jsoee/index.htm>

2010年10月